

平成六年三月
四日判決言渡
日原本領収
裁判所書記官

昭和六三年〇第 号 会員持分払戻請求事件

判 決

千葉県 市

原 告

右訴訟代理人弁護士

右訴訟 代理人弁護士

東京都

被 告

医療法人社団

右代表者理事

右訴訟代理人弁護士

主

文

平成10年裁判例（東京地裁 平成6年3月24日）

- 一 被告は、原告に対し、金五億四六九六万二四一七円及びこれに対する昭和六三年四月一日から支払済みに至るまで年五分の割合による金員を支払え。
- 二 原告のその余の請求を棄却する。
- 三 訴訟費用は被告の負担とする。
- 四 この判決は第一項に限り仮に執行することができる。ただし、被告が金一億円の担保を供するときは、右仮執行を免れることができる。

事

実

第一 当事者の求めた裁判

一 請求の趣旨

1 被告は、原告に対し、金五億六〇二四万三二〇三円及びこれに対する昭和六三年四月一日から支払済みに至るまで年五分の割合による金員を支払え。

- 2 訴訟費用は被告の負担とする。
- 3 仮執行宣言。

二 請求の趣旨に対する答弁

- 1 原告の請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。
- 3 仮執行免脱宣言。

第二 当事者の主張

一 請求原因

1 被告は、昭和三四年三月一九日に設立された医療法人社団であり、
科
等を専門とする 病院を経営している。

2 原告は、昭和四五年五月二六日に被告の会員となった者であるが、入会の

際、被告に対し、出資金として金五〇万円を支払った。

3 被告定款第八条には、「退会した会員は、払込済出資額に応じて払戻しを請求することができる。」と定められている。

しかして、右の規定は、退会した会員が、退会時の被告の純資産額に、その時の出資総額に占める退会する会員の出資額の割合（以下「持分割合」という。）を乗じて算出される額の払い戻しを請求できるとしたものである。

なぜなら、第一に、右定款の「払込済出資額に応じて」という文言は、文
理上、退会した会員の退会時における払込済出資額の、出資総額に対する割
合に応じて、と解すべきことは明らかであり、仮に被告の主張するように払
込済出資額そのものを払い戻すとの趣旨であれば、「払込済出資額を」と直
接的に規定するはずだからである。

第二に、医療法人社団に出資して社員たる地位を取得した者に対して、解散の際の残余財産分配請求権や退社による払戻請求権などの形で法人の財産について実質的所有者としての持分が認められている場合には、退社による払戻がその持分の清算である以上、社員の退社に伴う払戻額は、被告の主張するような払込済出資額そのものであるはずがなく、法人の純資産額を基礎とすべきことは当然のことだからである。

第三に、経営の失敗等により、純資産額が出資総額を下廻った場合、出資持分の評価としては、被告の立場からしても、出資額ではなく純資産額を基礎とすることになるであろうが、資産の減少をみたときは純資産額によってこれを評価し、資産の増加をみたときは出資額によってこれを評価せよというのは矛盾であり、この点からも、出資持分の評価は純資産額を基礎として

行うべきだからである。

4 原告は、昭和六三年三月三十一日、被告から退会した。

5 原告退会時における原告を含めた被告会員の出資総額は、金四五六万三〇九四円である。

また、右の時点における被告の純資産額は以下のとおりである。

(一) 積極財産 合計金五九億六二二四万七六三二円

(内訳)

(1) 流動資産 金三億九三〇三万六一〇二円

(2) 固定資産

① 土地(時価) 金四三億八〇八八万円

② 建物(時価) 金一〇億二二五六万七〇〇〇円

- ③ 土地建物以外の有形固定資産 金一億六二三〇万三〇七五円
- ④ 無形固定資産 金一六七万一四五五円
- (3) 投資金 金一七九万円

(一) 負債 合計金八億四九三五万九三二〇円

(二) 差引純資産額 金五一億一二八万八三一二円

なお、右のうち、土地建物の時価は本件訴訟における鑑定の結果に従い、その他は、被告の昭和六三年三月三十一日現在の貸借対照表によった。

6 したがって、原告は、被告定款第八条に基づき、原告退会時における被告の純資産額金五一億一二八万八三一二円に、原告の持分割合である四五六万三〇九四分の五〇万を乗じて算出される金額である金五億六〇二四万三二〇三円の払戻請求権を有するところ、昭和六三年三月三十一日、被告から退会

するにあたり、被告に対し、その定款第八条に基づく持分の払戻を請求した。
7 よって、原告は、被告に対し、被告定款第八条に基づく持分の払戻として金五億六〇二四万三二〇三円及びこれに対する弁済期の翌日である昭和六三年四月一日から支払済みに至るまで民法所定の年五分の割合による遅延損害金の支払を求めらる。

二 請求原因に対する認否及び被告の主張

1 請求原因第1項及び第2項の事実は認める。

2 同第3項のうち、被告定款第八条が原告主張の文言である事実は認め、その趣旨は以下のとおり争う。

(一) 被告定款第八条にいう「払込済出資額に応じて」の意味について、被告においては、払込済出資額そのものをいうものと解釈されてきた。すなわ

ち、昭和三四年三月一九日被告設立以来の会員であり、同日金一一八五万八五一〇円を出資した訴外　　が昭和四〇年五月八日に死亡した際、遺族に対して右同額の金銭を払い戻したことがあるが、他にこれと異なる取り扱いをしたことはない。

医療法人社団において、退社の場合に出資額の払い戻しをするか否か、また、いかなる範囲で払い戻しをするかは、法人の自治に委ねられており、定款の規定及びその解釈の問題である。被告における解釈は右のとおりであり、そのとおりに運用されてきた。

また、実質的な面からみると、医療事業は国民の健康保持という目的と直結する公共性を有するが故に、医療法人はその業務を行うに必要な資産を有しなければならず、剰余金の配当は禁止されるうえ、被告についてい

えば定款第一一条により不動産その他の基本財産は原則として処分が禁止されている。これらの制約のもとで、もともと医療法人制度の立法趣旨は、医療事業の資金調達を容易にし、事業の永続性を確保することにあつたのである。

更に、およそ、団体が、その構成員に対し、団体からの中途脱退を認め、かつ、その際、既出の出資の払戻を認める制度がある場合には、解散による残余財産分配とは異なり、団体の事業の継続を前提として、制度の運用がなされるべきことは当然の法理といふべきである。なぜならば、団体は、対内的、対外的に、多くの権利義務関係におかれており、また、団体が解散により消滅するについては、これらの権利義務関係を公平に処理する必要があり、そのため、解散事由や解散後の清算手続、その一環としての残

余財産の分配などが詳しく法定されているのであるが、構成員の脱退による出資払戻は、団体の内部関係の問題であって、これによって、他の権利義務関係、特に外部関係者を害することは認めべきではなく、また、解散・清算手続を潜脱することも許されないからである。特に医療法人においては、現に患者の診療や入院施設としての使用等がなされているのであるから、中途退会に伴う出資払戻請求があるからといって、解散・清算の場合と同じ平面で取り扱うことが許されないのは一層明白であるといわなければならない。

出資払戻については、事業の継続を前提とすべきであるとの命題は、出資払戻に関連する法規や定款の解釈指針となすべきである。

これらのことを考慮するならば、被告における従来の解釈運用は正当といふべきである。

(一) 原告がその主張の理由とするところ（請求原因第3項第二文以下。）の第一については、被告定款第八条を文理的にみても、出資額そのものを払い戻すことも「払込済出資額に応じて」払い戻すことの形態であり、これに含まれるといふべきである。

また、その第二について、そもそも問題は、持分払戻の計算基準が何かということであるから、それに対して「持分の清算である以上」というだけでは何事をも説明したことにはならないし、原告の結論たる「社団の純資産額を基礎とすべき」ということの理由説明にもなっていない。

更に、その第三について、被告の立場では、純資産額が出資総額を上廻ろうが下廻ろうが、退会に伴う出資払戻請求権は払込済出資額そのものを

いうのであり、純資産額が出資総額を下廻っていても、それは、一定の請求の実現にあてられる責任財産の有無の問題であって、出資払戻請求額には何ら関係がないのである。

㉓ 仮に、原告主張のように、出資持分を正味資産についての給出資額中の自己出資額の割合で求める方式をとるとするならば、原告の入会した昭和四五年五月二六日の直前におけるその余の会員の出資額総額は、その時点における被告の資産の額とならなければならない。なぜなら、原告以外の会員は、全て昭和三四年三月一九日の被告設立時に出資したものであるのに対し、原告のみは設立から一年も後に出資したものであって、その価値は同じではないからである。

以下、仮に出資金払戻請求において、出資額そのものでなく、何らかの方式により出資額とは異なる金額を算出するとすれば、いかなる範囲の額となるか試算する。

① 鑑定による土地建物の評価額に基づく試算

本件訴訟における鑑定の結果によると、昭和四五年五月二五日の時点において被告が有していた土地及び建物の評価額総合計は、金五億二五二九万三〇〇〇円であり、これを被告の同年三月三一日現在の貸借対照表（なお、右貸借対照表中の出資金には、原告の出資金五〇万円が含まれている。）の土地及び建物の価額におきかえると、原告入会時における被告の純資産額は、金四億二八〇三万四五六三円となる。

しかして、前述のとおり、原告の入会の直前におけるその余の会員の出資額総額は、その時点における被告の資産の額となるべきであるから、